

## 編集後記

この夏、世界知的所有権機関(WIPO)において、「知的財産の教育と研究に関する国際シンポジウム」が開催された。各国の知財学者や政府関係者が集まって、大学における知財人材の育成と知財政策に関する研究をどう進めるかという点について意見交換を行うことが目的であった。詳しいことはWIPOのホームページをみていただくことにして、ここでは会議参加者の一人として印象に残ったことを二、三記しておきたい。

第1に、「異業種交流」についてである。一般論として、異業種交流が専門家の固定観念を払拭し、分野横断的で複雑な問題を解決する能力を高める上で有効であることはよく知られているが、「それは古い規範によるバリアがゆっくりとしか消滅しない大学界においてこそ有効」という指摘には、なるほど、と思わず相づちを打つと同時に、それだけに大学にとって扱いが難しく、意識改革と教育方法の工夫が必要であろうと思った次第である。

第2に、「理系学部における知財教育」である。産学連携はどこの国でも盛んになっていて、それにつれて理系学生に対する知財教育の必要性が高まっている。しかし、理系学部で独自の知財教育を行っているところは少なく、多くは法科大学院の教授や実務家の「出前」(delivery)によっているということである。「そのこと自体に問題はないとしても、知財教育と理工教育の連携がうまく行われていないために、単なる知識の切り売りになっている危険性がある」との指摘は、わが国にもあてはまる可能性があるものとして受け止めておかなければならない。

要するに、法学系大学院における知財教育の目的が「知財専門職の養成」という点で比較的是っきりしているに対して、理系学部における知財教育は何のためか(エンジニアとしての基礎教育か、弁理士養成か、技術経営人材の養成か)ということが固まっていなかったために、だれが何をどのように教えるのかということについて試行錯誤が続いているというのが日本を含めた各国の現状のようである。

この点に関し、イギリスのバーンマウス法科大学院のソーテンドープ教授のコメントが印象的であった。いわく、「理系学部の学生・教授に知財を自然になじませる1つの出発点は、『発明者の倫理』(the ethics of IP ownership)という概念ではないか」と。小職の理解では、「大学も特許で稼ごましよう」とい

うスタンスではなく、「特許とは発明を公開し産業化を進めるための公共政策。したがって、特許をとるのは研究者の責務である」という公共の倫理の観点に立つほうが大学教育の理念と整合し、学びのモチベーションが高いのではないかとということであろう。

理系学部における知財教育の導入論としてのこの考え方とは別に、「発明の産業化」又は「技術経営(MOT)」それ自体を研究対象とすることによって知財教育と工学研究を有機的に結びつけようとする考え方は以前から有力である。もっとも、昨今、MOT人材の育成を工学部又は工学系大学院の中で行うのは中途半端であって、やはり経営学修士(MBA)コースの一環として行うべきであるとする批判も浮上しているのであるが、それはそれとして(あるいはそのことも含めて)、理系学生に対する知財教育の目的、理念、方法等について深い考察が必要であるということは関係者の一致した見解であろう。少なくとも、知財はもはや単なる法律の一分野ではなく、または法曹専門職になろうとするものだけが学ぶものでもないはずである。

今回の「特許研究」では、前述のシンポジウムを企画したWIPO執行部長の高木善幸氏に巻頭言をいただいた。また、大学知財活動支援策についてミニ特集を組んでみた。大学にとって知財活動と産学連携の意義とは何か、科学・工学の研究と知財教育とともに発展させるにはどうすればいいのか、また知財人材育成において求められる国際的視点とは何か—こういうことをあらためて考える契機となることを期待している。(ST)



知的財産権制度が試練の時を迎えている。21世紀に入り、公共の利益とのバランスを含む多様な観点から、知的財産制度の改革を求める提言や勧告が相次いで出されている。主だったものを挙げると、英国知的財産権委員会「知的財産権と開発政策の統合へ向けて(Integrating Intellectual Property Rights and Development Policy)」(2003年9月)、ナフィールド生命倫理協議会「DNA特許の倫理(The ethics of patenting DNA)」(2002年7月)、英国王立協会「科学の自由の維持：知的財産政策が科学行為に与える影響」(2003年4月)、米国科学アカデミー「21世紀の特許制度(A Patent System for the 21st Century)」(2004

年4月), 米国連邦取引委員会「イノベーションの促進に向けて: 競争政策及び特許政策の適切なバランスの在り方」(2003年10月), OECD「特許とイノベーション: 動向と政策挑戦 (Patents and Innovation: Trends and Policy Challenges)」(2004年)がある。米国科学アカデミーの報告書については本誌前号(第39号)で, また米国連邦取引委員会の報告書については本号で, 資料としてそれぞれエグゼクティブ・サマリーを掲載した。また, これらの報告書を受けて現在進行中の米国の特許法改正を巡る動向については, 本号の北村・遠山両氏の論文で詳しく紹介されている。

これらの報告書に共通してみられるのは, 知的財産権制度が社会に与える影響への懸念である。例えば, 国際的なフォーラムでは, 遺伝資源及び伝統的知識の保護を求める開発途上国と先進国のせめぎ合いが続いているが, 開発途上国等には, 今まで自分たちが保全してきた遺伝資源や伝統的知識が先進国に利用され, 既存の知的財産権制度の下で他者に独占されてしまうのではないかという焦燥感がある。そうした主張の中には, 知的財産権制度に対する誤解や偏見に基づくものも多いが, 知的財産権制度の瑕疵又は限界から, 誤って付与される権利が存在するのも事実である。本号の森岡氏の論文は, 遺伝資源及び伝統的知識をめぐる紛争という国際的なホット・イシューを扱ったものである。

一方, 技術が累積化, 高度化していく中で, 特許庁における審査, 審判及び裁判所における知財訴訟

の在り方も変容を迫られている。高島氏の進歩性判断における論理づけに関する考察, また, 松田氏の技術的争点への各国裁判所の対応についての比較研究は, 技術の進歩に法や行政機関が対応していく過程における課題を考察したもので, 示唆に富む内容となっている。

多くの課題を抱え, 複雑さを増す知的財産権制度の今後を考える際に, 何より重要となるのは, 人材の育成及び確保であると言えよう。とりわけ, 他の先進諸国と比較して知的財産専門人材の不足が指摘されている我が国にとっては, 喫緊の課題である。本号では, 巻頭言において, WIPO高木氏より, 国際的な知財人材育成のための方策として, アジア知財大学院の設立等をご提案いただいた。また, 国内での人材育成を図るためには, 産学官が一体となって人材を育成し, 支援していくことが不可欠である。そこで, 本号では「大学等における知財活動に関する国の支援施策—現状と課題—」と題して, 我が国における知的財産専門人材の育成に係る施策について, 経済産業省, 特許庁及び文部科学省の取組をそれぞれご紹介いただいた。本号が今後の世界及び我が国における知的財産権制度の在り方を考える機会を提供することができれば幸いである。(MT)

本誌へのご感想, 掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは, 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室 (TEL: 03-3580-6974, E-mail: PA9305@ncipi.jpo.go.jp) まで。

特許研究 PATENT STUDIES No. 40 (September 2005) ©

平成 17 年 9 月 20 日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室



NCIPI

印刷所

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

電話: 03-3581-5092 FAX: 03-3595-2792

HP (<http://www.ncipi.go.jp/jinzai/study/>)

株式会社ひとみ

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。